

令和4年度西東京市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度西東京市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,120,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年2月25日 提出

西東京市長 池澤隆史

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		1,308,888	3,000	1,311,888
	2 基金繰入金	1,231,828	3,000	1,234,828
21 市債		3,249,700	27,900	3,277,600
	1 市債	3,249,700	27,900	3,277,600
歳入合計		77,090,000	30,900	77,120,900

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,120,997	30,955	7,151,952
	1 総務管理費	5,413,593	30,955	5,444,548
13 予備費		80,000	△55	79,945
	1 予備費	80,000	△55	79,945
歳出合計		77,090,000	30,900	77,120,900

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧市民会館解体事業	補正前	140,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	据置期間を含み 25年以内に償還 する。ただし、市 財政の都合により 据置期間及び償還 期限を短縮し若し くは繰上償還又は 低利債に借換えす ることができる。
	補正後	168,000			